

Ⅱ 国土利用計画（熊本県計画）

— 第四次 —

参 考 資 料

1 利用区分の定義

利用区分	定義
<p>1. 農用地</p> <p>(1) 農地</p> <p>(2) 採草放牧地</p>	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。</p>
<p>2. 森林</p>	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>1) 国有林</p> <p>ア. 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ. 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ. その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定めるもの。</p>
<p>3. 原野</p>	<p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び国有林に係る部分を除いた面積である。</p>
<p>4. 水面</p>	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>1) 水面 湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面。</p> <p>2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定め</p>

<p>5. 道路</p>	<p>る河川区域。</p> <p>3) 水路 農業用排水路。</p> <p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路。</p> <p>2) 農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。</p> <p>3) 林道 国有林林道及び民有林林道。</p>
<p>6. 宅地</p> <p>(1) 住宅地</p> <p>(2) 工場用地</p> <p>(3) その他の宅地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p> <p>「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p> <p>(1) 及び (2) の区分のいずれにも該当しない宅地。</p>
<p>7. その他</p> <p>市街地</p>	<p>国土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「住宅」の各面積を差し引いたものである。</p> <p>国勢調査による「人口集中地区」である。</p>

2 国土利用計画（熊本県計画）－第四次－の用語解説

あ

・一般世帯

世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社、官公所等の独身寮に居住している単身者をいう。

なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。

・うるわしい

地域において人間の営みと生態系が健全な状態で調和しているなど、県土の総合的な質の高さをいう。

・オープンスペース

公園、道路、河川、学校グラウンド、立ち入りが可能な空地等をいう。

か

・環境衛生施設

上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。

・環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

・緩衝緑地

工場、道路等生産輸送活動が行われる土地と住宅地等日常生活が展開される土地を必要に応じて分離し、居住環境の悪化を防止するための緑地をいう。

・基準年次

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

・協働

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」をいう。

- ・ **共同溝**

電信・電話線、電力線、ガス管、水管、下水道管等の公益事業のための物件を共同して収容する道路の路面下の施設をいう。

- ・ **居住環境**

通勤通学や買物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性等、居住地の良好さを指した環境をいう。

- ・ **熊本都市圏**

熊本市への通勤・通学率が概ね15%以上の市町村をいう。具体的には、熊本市、宇土市、宇城市、合志市、城南町、玉東町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町となる。

- ・ **くまもとブランド**

「地域づくりブランド」「地域産品ブランド」「観光・交流ブランド」等を包含した熊本の全体イメージを表す地域ブランド。

- ・ **原生的な自然**

人の活動による影響を受けたことのない自然、又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。

- ・ **健全な水環境**

治水や利水に対する県民の要望が充足され、同時に環境の保全に果たす水の役割が損なわれないなど、水の循環系において様々なニーズや機能がバランスよく良好に保たれた状態をいう。

- ・ **県土**

土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。県土の範囲は、第一義的には海を含め主権的な利用権が及ぶ範囲であるが、国土利用計画においては、県民がその地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、かつ保全と利用の調整等計画によって秩序ある利用を図る必要のある範囲を計画の対象としていることから、具体的には海域は沿岸域までとしている。

- ・ **県土資源**

土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。

- ・ **県土保全機能**

土砂の移動を防止し、洪水の発生を防ぐなど、県土の保全に資する機能をいう。

- ・ **県土利用**

土地、水、自然という側面からみて、県土を利用することをいう。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。

- ・ **公園緑地**

公園、広場、墓園等都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進等健康で文化的な都市生活を確保するための土地をいう。

- ・ **公共・公益施設**

電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設をいう。

- ・ **耕作放棄地**

過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年間に再び耕作する意志のない土地をいう。

- ・ **厚生福祉施設**

病院、保健所、社会福祉施設など国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。

- ・ **交通施設**

道路、鉄道、空港など交通の用に供される施設をいう。

- ・ **国土調査**

①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎となるために行う調査をいう。国土調査法に基づく調査であり、本調査より得られる成果は土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

- ・ **混住化**

従来、大部分が農家で構成されていた農村地域において、都市からの移住者や農家の分家、離農等により非農家が増加し、農家・非農家が混在した状態で居住する現象をいう。

- ・ **コンパクトな都市づくり**

都市への人口や産業などの集中に対して、居住地となる市街地（市街化区域や用途地域）の拡大施策を取り続けてきたこれまでの都市政策に対して、人口の少子・高齢化やエネルギー消費からみた地球環境問題への対処等の視点から、その姿勢を転換させようという考え方。例えば、中心市街地や鉄道周辺等、既存の都市としての諸機能（居住、就業、行政、医療、福祉、教育等）が集積された地区の集積の密度を高めることによって、市街地の広がりを抑え、移動距離が短くて通勤、通学、買物等の日常的な生活活動ができる、人や環境にやさしいまちづくりを目指すもの。

さ

- ・ **再開発**

都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散や流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等公共の福祉に寄与することをいう。

- ・ **砂防**

台風や集中豪雨さらには地震や火山噴火などにより引き起こされる土砂災害の防止を進め、県土の保全を図ること。

・自然維持地域

人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域をいう。

・自然環境保全基礎調査

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査である。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。

・自然的土地利用

都市的土地利用以外の土地利用であり、農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などを加えたものである。

・持続可能な森林経営

国連環境開発会議で採択された森林原則声明において初めて用いられた言葉（sustainable forest management）であり、森林の取り扱いに際して規範とすべきキーワードとして、現在各国で用いられている。

具体的には、木材、水、燃料、野生生物の生息・生息地、景観等さまざまな財及びサービスを森林が将来にわたって供給できるよう森林を持続的に経営していこうというものであり、現在その基準等に関する国際的な取り決めが行われている。

・諸機能

生産機能、商業機能等人間が形成した社会的機能を総称したものである。一般的には、中枢管理機能等高次の機能を意識して用いられることが多い。

・人口集中地区（DID）

「国勢調査」の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1 km²当たり約4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上になる区域をいう。

・森林資源

資源として見た場合の森林をいう。原料・材料をはじめ保健休養、情操のかん養など、人間にとっての利用価値の意味を込めた用語である。

・森林の公益的機能

水資源かん養（水資源を保持し、洪水流量等を調整する機能）、山地災害防止機能（土砂崩壊、土砂流出等の山地災害や山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能）、保健休養機能（人間の精神的・肉体的健康の維持増進に寄与する機能）及び自然環境を保全・形成する機能のほか、酸素供給・大気浄化機能、騒音防止機能等をいう。

・森林の保続培養

現在ある森林資源を、その賦存量や質的状況、配置などに配慮しながら合理的かつ計画的に維持・増大していくことをいう。

・生活環境

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活をとりまく環境をいう。

- **生活関連施設**

学校、病院、公園、図書館などの教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂などの消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。

- **生態系**

植物、動物、微生物などの生物的要素と、それらを取りまく大気、水、土壌などの非生物的要素から成り立ち、それらの要素が物質的循環などを通じて複雑に関係し合い、全体として一つの系が保たれている状態をいう。

- **生物の多様性**

生物の多様さとその生息環境の多様さを表す概念である。生物の多様性は「生態系の多様性」、「生物種の多様性」、「遺伝子（種内、個体群）の多様性」の3つのレベルから捉えることができる。

た

- **多面的機能**

農用地や森林の多面的機能としては、水資源かん養（水資源を保持し、洪水流量等を調整する機能）、洪水や山崩れ、土壌の浸食・流出の防止といった国土保全機能、水田における窒素の吸収、吸着等による水質浄化、多様な生物層の保全等を通じての環境保全機能、さらには、緑豊かな景観の維持、都市住民の憩いの場の提供等の機能があげられる。

- **地域防災拠点**

地域レベルにおいて災害対策活動の拠点となる施設。備蓄倉庫や貯水槽が設置されている防災センター、広場、学校などが該当する。

- **治山**

荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、県土の保全及び水資源の確保を図ること。

- **定期借地権制度**

平成3年に成立した借地借家法に盛り込まれた制度。更新がなく、定められた契約期間で借地関係が終了するという借地権（定期借地権）を制度化したもので、具体的には、期間が50年以上とされている一般定期借地権、30年以上とされている建物譲渡特約付借地権、10年から20年とされている事業用借地権の3種類がある。

- **低未利用地**

利用がなされていない土地又は立地条件から見てその利用形態が社会的に必ずしも適切でない（低位な）土地。未利用の空地や耕作放棄地、工場跡地、都市中心部の青空駐車場及び資材置場などをいう。

- ・ **都市的土地利用**

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

- ・ **土地基本調査**

我が国の土地の所有・利用構造を総合的に把握するため、土地基本法に基づき行われる全国の法人及び世帯を対象とする大規模な統計調査である。本調査により、全国の法人や世帯の土地の所有や利用の状況、土地所有者の属性、土地取得時期や取得方法等が明らかにされている。

な

- ・ **二次的自然**

人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然をいう。

- ・ **農薬等ポジティブリスト制度**

平成15年の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度をいう。

- ・ **農林業的土地利用**

主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農用地林業に係る森林、農林道が該当する。

は

- ・ **パートナーシップ**

通常、従属的、依存的でない対等な関係、すなわち、お互いに信頼し合い、お互いの主体性や特性を尊重し合いながら、お互いに責任をもつという「関係性」として用いられる。本県においては、単なる関係性にとどまらず、そのような関係づくりを推進していく「行動原理」という価値観を含んだ「理念」として位置付けている。

- ・ **不在村森林所有者**

所有する森林とは別の市町村に居住する個人または主たる事務所のある法人をいう。

- ・ **不作付地**

所定の調査期日において、作物の作付（非永年性作物）又は栽培（永年性作物）

が行われていない土地をいう。

・ **文教施設**

学校、図書館などの国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

・ **保安林**

公益的機能を特に発揮させるべき森林として、森林法により指定された森林をいう。

ま

・ **まちづくり三法**

都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の3つの法律を総称していう。

・ **水環境**

水を中心に捉えた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念である。この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

・ **3つのフォレスト構想**

熊本ものづくりフォレスト構想、熊本セミコンダクタ・フォレスト構想、熊本バイオフォレスト構想をいう。

① **熊本ものづくりフォレスト構想**

人材や技術力の強化等によって本県の製造業のさらなる発展を目指す構想。

② **熊本セミコンダクタ・フォレスト構想**

地域の産学行政連携を基盤として、半導体生産技術等を核とした国際競争力のある新技術・新産業が継続して創出される活力ある地域の創成を目指す構想。

③ **熊本バイオフォレスト構想**

バイオテクノロジーの振興を通じて経済の活性化と県民生活の質の向上を目指す構想。

・ **目標年次**

計画の最終目標として設定した年次である。

や

・ **優良農用地**

土地生産力が高くかつ大規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農用地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。

・ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味する。また、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われている。

ら

・ライフライン

「生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱」（Duke、1975）と定義されるものであり、①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。具体的には電気・ガス・上下水道・交通・通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道・廃棄物等の処理システム、農業用溜池、空港等を加えた広義の施設があるが、国土利用計画の対象としては主として狭義の施設を考えている。

・ランドスケープ

英語のLandscapeという語は、景色、風景、眺望などと訳される。近年においては造園、建築、都市計画などの様々な分野で使われている。本県の計画においては、それを視覚的な意味合いのみで捉えるのではなく、「人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がり」を意味するものとした。

・緑地帯

環境保全等を目的として道路沿いや空港周辺などに設置されている一群の樹林地をいう。

・路網

森林内にある公道、林道、作業道の総称、またはそれらを適切に組み合わせたもの。

20 地 地政

② 006